

総務常任委員長報告

平成27年9月29日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案12件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第52号「三次市品の滝公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）」外議案11件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見などの状況について、その主なものを申し上げます。

議案第53号「三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」は、個人情報の漏えい防止など安全管理に努め、市民に混乱がおきないよう万全な体制をとって執務にあたられたい。

議案第56号「みよしまちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」は、みよしまちづくりセンター別館の老朽化が著しく、非常に危険な状態であるため、事故等が起きないように徹底した管理を行われたい。

議案第62号「三次市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例（案）」は、具体的な採用基準を規則等で明記されたい。また、本条例を活かすためにも、経験豊かな専門知識を有する職員の採用を検討されたい。

議案第67号「動産の買入れの契約について」は、地方自治法第96条第1項第8号及び三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を得ないまま8件の動産の買入れの本契約を締結したことについて、市議会の追認議決を求める内容である。今後、二度とこのような不祥事が起きることがないように、事業担当課及び契約担当課の連携を強化されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。